

令和8年6月12日
学 生 部

課外活動に係る学生の移動に関する確認事項

活動時は以下の事項を厳守し、安心・安全な活動を心掛けてください。

- 移動時は、原則、公共交通機関や貸し切りバス等の業者を利用する。
- 部長、監督、コーチ等の運転による学生の移動は、原則、禁止とする。ただし、特別な事情（試合時や合宿期間中等の学生の移動等）がある場合は、届出の提出や保険の加入等が必要になる。
- 学生の運転による学生の移動（搬送）は、禁止とする。
- 部長、監督は、移動に関する責任（者）を明確にするとともに、その詳細を把握し、安全面等について確認すること。
- 移動を含むすべての活動に関する保険の加入を義務化する。

以上